

新たなステージに向けた重点的な戦略※を踏まえた制度の創設

※ 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書(H28.6)

都市 緑地法

- 「緑の基本計画」の記載事項の拡充
- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

都市 公園法

- 都市公園で保育所等の設置を可能に
- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸
- 公募設置管理制度(P-PFI)の創設

- 公園の活性化に関する協議会の設置
- 都市公園ストック再編事業の創設
- ガイドラインの作成、プラットフォームの支援

民との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方、及びそれを支えるための仕組みについて、さらなる検討が必要

さらなる 政策推進 の必要

- 人を中心のまちづくりに向けて都市公園が果たす役割
- ・都市を支えるグリーンインフラ
 - ・市民、事業者の社会貢献活動の場
 - ・多様なニーズに対応できるオープンスペース 等
 - ・人と人がつながるリアルな交流の場
 - ・機動的、実験的なまちづくりの拠点

社会経済 状況の変化 への対応

- ・ニューノーマル社会への対応
- ・まちなかウォーカブルの取組の広がり
- ・カーボンニュートラル
- ・SDGs
- ・まちづくりDX、インフラDX

都市公園の柔軟な管理運営の促進に向けた基本的考え方



全国11万箇所・13万haの都市公園が、都市・地域・市民のため、そのポテンシャルを最大限発揮するには、
変化する社会経済状況や一人ひとりのニーズに応え、柔軟な管理運営される公園を目指すべき。

柔軟な 管理運営に 求められる 視点

都市アセットとしての利活用
➡ 地域資源として能動的かつその価値を
更に引き出すよう「利活用」する

多様な利活用ニーズの具体化
➡ オーダーメイドのルールづくりにより、
多様な利活用ニーズをカタチにする

ステークホルダーの参画
➡ ステークホルダーの参画を促しパートナーシップにより公園をマネジメントする

公園再生の全国展開

重点戦略① 新たな価値創出や社会課題解決のための 場 となる

都市における新たな価値創出や社会課題解決の場を目指し、緑のオープンスペースとしてのポテンシャルを最大限発揮できるようにする。このため、NbS(自然を基盤とした解決策)の観点から、都市の特性、課題等を踏まえ、公園の自然環境をグリーンインフラとして保全・利活用するとともに、居心地がよく誰もが安全・安心・快適に過ごせる空間づくりを進め、ウォーカブルなまちづくりのコアとしての機能向上、利活用を図る。新技術やデータも活用し、公園の利活用や運営状況等の評価を行うとともに、エビデンスに基づきニーズに迅速に対応できる環境整備を図り、これらの取り組みを支える。

(1)グリーンインフラとしての保全・利活用

- ・緑の整備・保全・育成の推進
- ・健全な水循環、流域治水、生物多様性保全への貢献
- ・公園のカーボンニュートラルの促進

(2)居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくり

- ・公園の安全・安心の確保
- ・Well-Beingへの貢献(健康、子育て、コミュニティ形成等につながる利活用の促進)
- ・身近な公園の再生

(3)デジタル技術とデータの利活用

- ・EBPM等のための公園情報のオープンデータ化
- ・DXによる新たなサービスを生みだす場としての活用
- ・DXによる管理運営の高度化

管理の弾力化

重点戦略② しなやかに使いこなす 仕組み をととのえる

多様化する利用ニーズに応えるとともに、都市公園が機動的なまちづくりの拠点となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの多様化、新たな利活用の社会実験など、公園をしなやかに使いこなす仕組みを整える。

(4)利用ルールの多様化

- ・様々な利用ニーズに対応するための都市公園条例の見直しの促進
- ・利用者・地域住民等の合意形成による利用のルールづくりの普及

(5)実験的な利活用の推進

- ・地域のニーズにスピーディに対応して公園を有効かつ柔軟に活用する社会実験(パークラボ)等の取組の普及

官民連携の強化

重点戦略③ 管理運営の 担い手 を広げる・つなぐ・育てる

官民連携の進展や、社会貢献に対する事業者・市民の意識変化を踏まえ、公園管理者・利用者以外のステークホルダーも含めてパートナーシップを構築することで、公園の管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てる。

(6)民の役割の拡大と共創

- ・担い手の多様化に即した役割分担の最適化
- ・多様なステークホルダーの参画、担い手の育成による共創

(7)自律性・自立性の向上

- ・担い手が柔軟に資金を調達し、管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくり
- ・広告物設置の柔軟化

生田緑地整備の考え方

1 本考え方の目的と生田緑地の概要

(1)目的

生田緑地では、平成23年に策定した「生田緑地ビジョン」に基づき整備や市民協働による取組を推進してきました。一方、公園緑地の緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に活用しようという全国的な公園緑地行政の新たな動きや、昨今の大規模災害をきっかけとした防災機能の強化に対する期待の高まりなど、社会情勢は変化しており、生田緑地においても、それらの変化に対応する必要があります。このことから、生田緑地ビジョンの基本的考え方と基本理念を継承しつつ、社会情勢に対応し、生田緑地のポテンシャルを最大限に發揮するために「生田緑地整備の考え方」をここに示すものです。

(本考え方は今後の整備の方向性を示すものであり、今後の事業推進にあたっては、市民及び関係する様々な方々の意見を伺いながら取組を進めています。)

(2)生田緑地の概要

1. 生田緑地の概況

生田緑地は昭和16(1941)年に川崎都市計画緑地第1号として指定された緑地であり、「多摩川崖線軸」の一角に位置し、本市緑の基本計画において緑と水のネットワーク形成上の核となる、重要な「みどり拠点」として位置付けられており、生田緑地の緑には単体としての価値だけではなく、本市の緑の連続性を構成する上で重要な役割があります。

- ・公園種別：総合公園
- ・所在地：多摩区枡形6、7丁目、宮前区初山1丁目他
- ・面積：179.3ha
- ・都市計画：緑地(昭和16(1941)年都市計画決定)

2. 生田緑地の魅力資源

生田緑地は水と緑の豊かな自然環境を有しているとともに、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を多く有しています。一言で表現すれば「多様な魅力が自然の輪の中で融合している」、これは首都圏の他の緑地にもあまり例がない生田緑地ならではの魅力であり、観光拠点としてのポテンシャルとして期待されます。

○ 自然

首都圏を代表する緑豊かな自然環境を有しており、市街地の中の緑地ですが、周辺の農地、樹林等と一体となった美しい自然的風景が広がっています。クヌギ・コナラ等の雑木林や谷戸部の湿地、湧水等の貴重な自然资源が残されており、特に中央地区にはゲンジボタル、ホトケドジョウなどの貴重な生物が生息しています。都市部の緑地であるにもかかわらず、樹木やシダ植物を除いた在来植物種数の全国調査で7位になっています。



■来園者数(有料施設、H28年度)			
地区	設置時期	名称	来園者数
南	S29	川崎国際生田緑地ゴルフ場	約6万人
	S42	日本民家園	約11万人
中央	H11	岡本太郎美術館	約7万人
	H24	かわさき宙と緑の科学館	約28万人
東	H14	生田緑地ばら苑	約10万人
	H23	藤子・F・不二雄ミュージアム	約43万人
合計			約105万人

○ 歴史

枡形城址(枡形山)
長者穴横穴墓群



○ 教育・文化

かわさき宙と緑の科学館
日本民家園・伝統工芸館
藤子・F・不二雄ミュージアム



○ 芸術

岡本太郎美術館



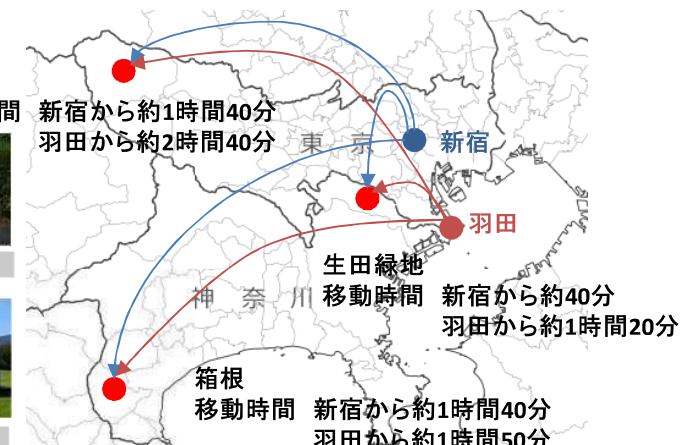
○ スポーツ

ゴルフ場



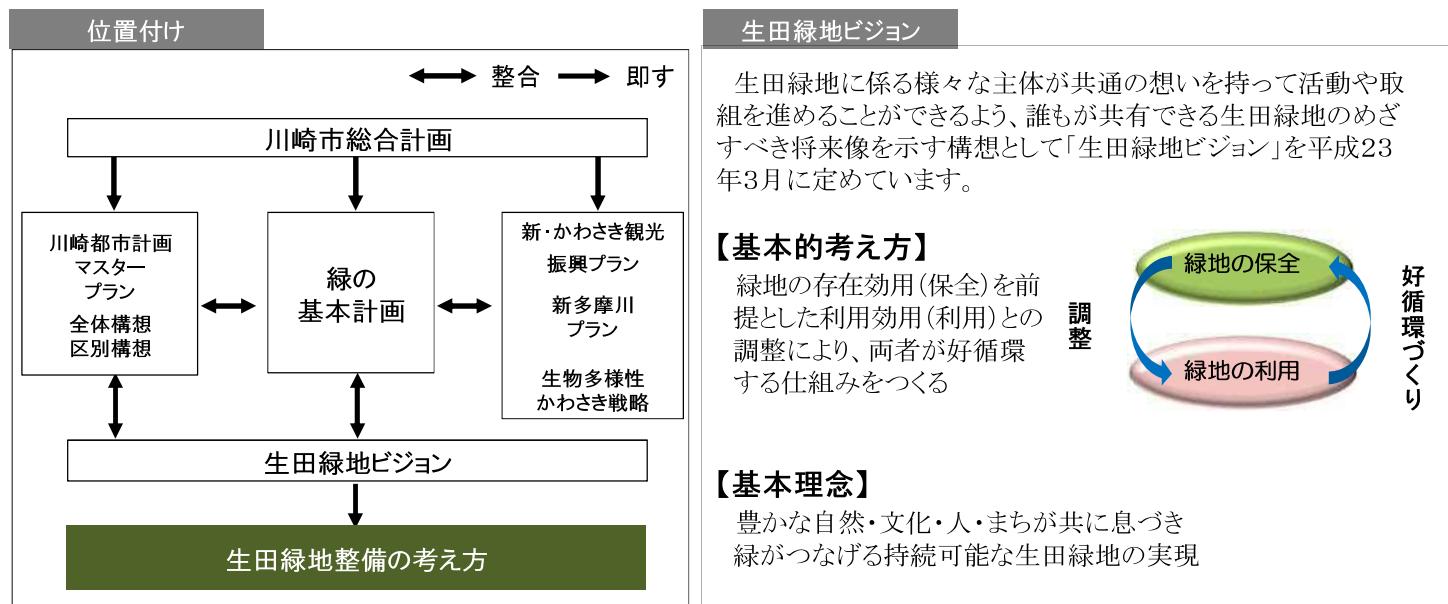
3. 生田緑地の立地優位性

新宿と羽田を起点とした鉄道利用を想定し、生田緑地と同様に自然環境と共に、歴史・教育・文化・芸術・スポーツといった魅力資源を有する首都圏近郊の観光地と比較した場合、生田緑地はアクセスに優れ、多様な魅力資源が凝縮されていることにより、様々な体験を手軽に楽しめるという点で、他の観光地にはない優位性を有しています。



(3) 計画への位置付け

本考え方と本市行政計画の関係性を下記のとおり示します。本考え方は上位計画である「生田緑地ビジョン」に基づくものです。

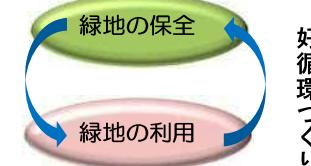


生田緑地ビジョン

生田緑地に係る様々な主体が共通の想いを持って活動や取組を進めることができるように、誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想として「生田緑地ビジョン」を平成23年3月に定めています。

【基本的考え方】

緑地の存在効用(保全)を前提とした利用効用(利用)との調整により、両者が好循環する仕組みをつくる



【基本理念】

豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現

□生田緑地ビジョンに基づくこれまでの取組

生田緑地ビジョンの「基本理念」の実現に向けた6つの基本方針に基づき下記の取組を進めてきました。

- 基本方針
1. 自然を守り、育む
 2. 施設の魅力を高める
 3. 効果的・効率的に管理・運営する
 4. 多様な主体の輪を広げる
 5. 周辺と協力しあう
 6. 魅力を発信する

基本方針に基づく取組

- 生田緑地の自然の保全・利用方針の策定、植生管理計画の策定
自然保全管理会議の運営、協働による植生管理や自然の保全活動
藤子・F・不二雄ミュージアムの整備
中央広場の整備、青少年科学館の改築、ビジターセンター整備
ゴルフ場クラブハウスの立替え、周遊散策路の整備
指定管理制度の導入による横断的な管理運営体制の構築
マネジメント会議の運営
園芸まつり、森のマルシェ、食の祭典など地元商業者や企業と連携したイベント開催、サマーミュージアムの開催
ホームページの構築、SNSによる情報発信

基本理念

生田緑地整備の考え方

2 今後の整備に向けた視点

(1)今後の整備に向けた3つの視点

生田緑地に関する社会情勢や周辺環境の変化を踏まえた、今後の整備に向けた3つの視点について示します。

社会情勢の変化

○緑とオープンスペースに関する新たな政策展開

国により社会状況の変化を背景とした新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方方が取りまとめられ、「川崎市緑の基本計画」(H30.3)においてもその考え方を取り入れられている。国が示した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ(H28.5)においては、新たなステージで重視すべき観点として「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が述べられている。

○「観光」という視点の重点化

「新・かわさき観光振興プラン」(H28.2)の目標1「世界に通用する観光づくり」では、「生田緑地」の観光強化を戦略の1つとして位置付け、「生田緑地」の良好な自然環境の保全を前提としつつ「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図るとしている。

○地域資源の再認識

「川崎市総合計画 第2期実施計画」H30～33年度において、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしている。その中で、本市は、生田緑地を水と緑の豊かな自然環境を残しているとともに、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を多く有する観光拠点として潜在的な集客性を有している市内最大の自然の宝庫として「積極的に活用すべきポテンシャル」として位置付けている。

○防災機能向上の必要性の増大

「川崎市緑の基本計画」(H30.3)においては、昨今の大規模災害の影響を受け、実施施策17「公園緑地の防災機能整備推進」で、緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時の火災延焼防止、避難地・避難路や防災活動拠点として、都市の防災上重要な役割を果たしているとしている。また、生田緑地を含む大規模公園については、災害発生時に物資供給及び救援活動の拠点となり、そのための防災機能を備えている必要があります。都市災害対策の強化に向けた整備を推進している。

周辺環境の変化

○向ヶ丘遊園跡地の整備具体化

【小田急電鉄による向ヶ丘跡地利用に関する方向性の提示】

向ヶ丘遊園から引き継がれる豊かな自然環境を活かして「人が集い楽しむ場」としての機能を再整備することで、生田緑地の一部として「憩い」や「賑わい」を創出し、地域全体の価値向上への寄与を目指すという小田急電鉄による向ヶ丘跡地利用に関する方向性が示され、未供用の東地区の整備に向けた機運が高まっている。

今後の整備に向けた3つの視点

生田緑地ビジョンが示すとおり、生田緑地は本市の緑の骨格を形成する拠点として、これまで生物多様性の観点を含めた緑地の保全と利用の好循環を目標に、多様な役割を担ってきました。今後は、社会情勢・周辺環境の変化を踏まえるとともに、未供用である向ヶ丘遊園跡地の小田急電鉄による整備の具体化を契機に、以下の3つの視点から、生田緑地の価値・魅力の向上に取り組む必要性があります。

自然の保全・利用

憩い・賑わい・交流の創出

防災機能の向上

(2)今後の整備に向けた3つの視点から見た生田緑地の課題

「自然の保全・利用」、「憩い・交流の創出」、「防災機能の向上」という今後の整備に向けた3つの視点から生田緑地を見た場合、現状の生田緑地には以下のような課題があり、生田緑地の価値・魅力の向上にはその課題への対応が必要となります。

自然の保全・利用に関する課題

○都市計画緑地内の未取得地において、住宅地が定着している。今後も未取得地においては、宅地化が進行することで緑が減少していく恐れがある。

○東地区には生田緑地と一体となり多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地が存在しているが、都市計画緑地の範囲外にあり、その存続が担保されていない。

○生田緑地全体をつなぐ散策路が未整備であるため、回遊性が低く、生田緑地が有する広大な緑の魅力を活かしきれていない。

憩い・賑わい・交流の創出に関する課題

○東地区には未供用のエリアが多く存在し、周辺地域の活性化や一層の観光客誘致に必要な賑わい機能、飲食休憩機能、多様な活動(健康、運動、文化活動など)の連携・交流機能などが不足している。

○生田緑地は広大な敷地に様々な魅力資源が点在するが、緑地全体をつなぐ散策路が未整備であるため、回遊性に乏しく、また施設間の連携による相乗効果も発揮できない。

○生田緑地は広域避難場所に指定されているが、東地区には未供用のエリアが多く存在するため、広場・駐車場等の災害時に避難地として利用できるオープンスペースが限定されており、震災時の周辺地域からの避難者や市街地火災等からの避難者の更なる受入機能拡充が困難な状況にある。

○東地区に未供用のエリアが多く存在することなどから、現状としてはアクセスポイントや散策路が、中央地区に集中しており、生田緑地全体をつなぐ導線が確保されていないため、避難者の避難経路が限定され、防災機能を最大限発揮できていない。



生田緑地整備の考え方

3 今後の整備の方向性

生田緑地の価値・魅力向上に向けては、今後の整備に向けた3つの視点から見た課題への対応が必要であり、そのために行うべき今後の整備の方向性をゾーニングと共にここに示します。

□3つの視点から見た今後の整備の方向性

自然の保全・利用

「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえ、生田緑地の自然を保全していくとともに、自然の利活用を図っていくことで、保全と利用の好循環を生み出します。

憩い・賑わい・交流の創出

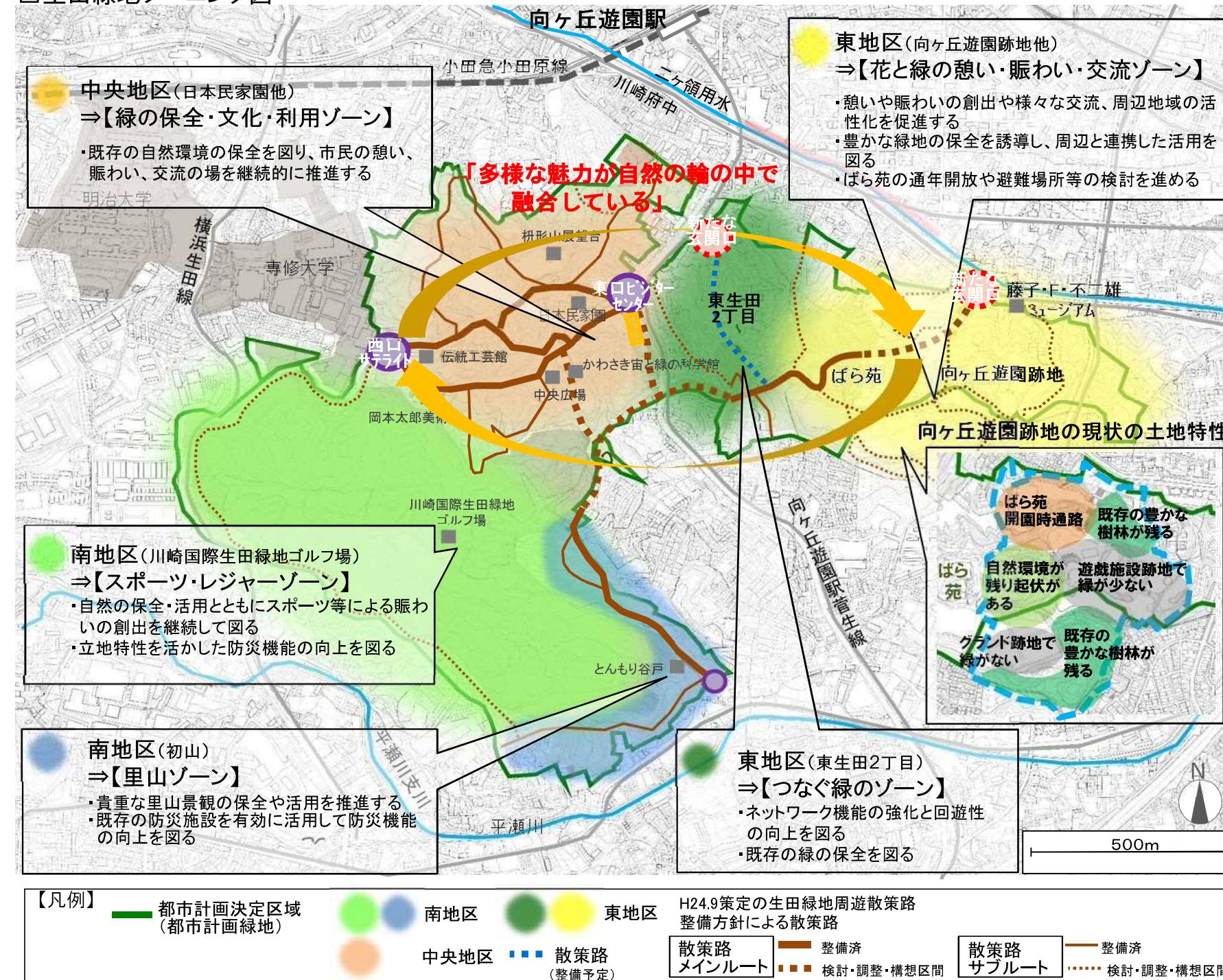
魅力要素のさらなる充実、緑地内の回遊性向上、民間事業者等との連携・誘導などにより、賑わい交流の創出を図ります。

防災機能の向上

オープンスペース、新たな玄関口、散策路等の整備により避難者受入機能を拡充し、防災機能の向上を図ります。

■未供用のエリアが多く存在する東地区については、小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地整備の方向性が示されたことにより、豊かな自然環境を活かした新たな賑わいの創出による生田緑地全体の価値・魅力の向上や地区間連携による相乗効果等が期待されていることから、特に優先的に整備に取り組む地区として設定します。

□生田緑地ゾーニング図



□各地区の特性と課題解決に向けての方針

中央地区【緑の保全・文化・利用ゾーン】

特性

- ・郷土、美術、自然科学といったさまざまなジャンルの施設が集積しています。
- ・野鳥の森やホタルの里など貴重な自然も多く存在しています。

今の方針

- ・既存の自然環境の保全を図りつつ市民の憩い・賑わい・交流の場を継続的に推進していきます。

南地区【スポーツ・レジャーゾーン、里山ゾーン】

特性

- ・広大な敷地の中に大きな緑地が広がっています。

今の方針

- ・これまでに引き続き、既存の緑の保全と活用を行っていきます。

◆スポーツ・レジャーゾーン

特性

- ・自然に囲まれた中でのびのびと楽しめるゴルフ場です。
- ・広大でオープンな敷地を要しているため、市民の避難場所としての活用も可能です。

今の方針

- ・自然の保全・活用とともにスポーツ等による賑わいの創出を継続して図っていきます。
- ・立地特性を活かした防災機能の向上を図ります。

◆里山ゾーン

特性

- ・水や緑、里山の景観が楽しめ、自然と人の共生を身近に体験できます。
- ・かまどベンチやテントになるパーゴラ等、防災機能のある公園が整備されています。

今の方針

- ・貴重な里山景観の保全や活用を推進していきます。
- ・既存の防災施設を有効に活用して防災機能の向上を図っていきます。

東地区【つなぐ緑のゾーン、花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン】

特性

- ・西側の東生田2丁目、東側の向ヶ丘遊園跡地に大別されます。
- ・都市計画緑地内でありながら大半は未供用となっているエリアです。

今の方針

- ・生田緑地全体の価値・魅力向上を図り生田緑地の更なる発展を支える地区として整備や活用を優先的、積極的に図っていきます。

◆つなぐ緑のゾーン

特性

- ・東生田2丁目の谷部は宅地化が進行し住宅地が定着しています。
- ・谷戸地形で構成され、斜面部の樹林は地域の景観資源となっています。
- ・大半が未供用の東地区と中央地区をつなぐエリアに位置しています。

今の方針

- ・向ヶ丘遊園駅方面からのアクセスを高めるための散策路や、中央地区と東地区をつなぎ、生田緑地内の回遊性の向上を図るために散策路を整備します。
- ・既存の緑を守り、里山景観を保全するため、地域住民の理解を得ながら、合理的・効率的な手法を検討します。

◆花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン

特性

- ・ばら苑(春・秋2回一般開放)、藤子・F・不二雄ミュージアム、遊園跡地内で既存の豊かな樹林が残るエリア、かつて向ヶ丘遊園の遊戯施設が立地していた緑が少ないエリア、現在は都市計画緑地の区域外であるが、まとまった豊かな樹林が残っているエリア等に分かれています。

今の方針

- ・小田急電鉄による整備の具体化の動きを好機と捉え、憩いや賑わいの創出や様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへの誘導・創造を図ります。
- ・生田緑地に不足する機能の補完や他地区との連携による相乗効果の発揮など、生田緑地全体のポテンシャルを高めるエリアに誘導していきます。
- ・小田急電鉄との基本合意を踏まえ、遊園跡地の特性を活かした都市計画緑地内外の豊かな緑地の保全を誘導していきます。
- ・ばら苑の通年開放や避難場所等の検討を進め、ばら苑の価値・魅力向上を図ります。

生田緑地整備の考え方

4 優先的な取組について(東地区)

～東地区を優先的に取組む目的～

- 大半が未供用である東地区の整備を優先的に進めることで、生田緑地に求められる新たな機能の導入や機能補完、すでに整備されている地区との連携による相乗効果を発現し、「自然の保全・利用」「賑わい・交流の創出」「防災機能の向上」を図り、生田緑地の価値・魅力を向上します。



(1) 東生田2丁目について

東生田2丁目は【つなぐ緑のゾーン】として、ゾーンの目標である「緑地内の回遊性向上」と「既存の緑を守り、里山景観の保全」を達成することを目指します。

1. 東生田2丁目の基本方針と各エリアの方向性

【基本方針】

- ・既存樹林の保全及び里山景観の保全、生田緑地全体の回遊性向上及び向ヶ丘遊園駅方面からのアクセス向上に資する散策路等の整備を優先的に進めます。
- ・東生田2丁目の用地取得率は52%であり、今後の整備においては、地権者と整備推進に向けた調整が必要となることから、協議体を設置し、整備の方針について検討を進めていきます。



【各エリアの方向性】

「当面整備を進めるエリア」

中央地区・東地区・向ヶ丘遊園駅を結ぶエリアを対象とします。すでに大部分が用地取得済みであることから、概ね10年間で散策路等の整備を完了させることを目指します。

【凡例】

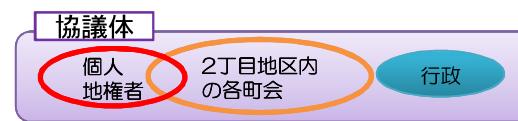
■ 「川崎市取得地」
■ 「未取得地」

「今後整備のあり方を検討するエリア」

宅地化が進行し、住宅地が定着しているエリアを対象とします。協議体を設置し、既存の緑を守り、里山景観を保全するために、合理的・効率的な手法を検討します。

■ 地区連携軸(イメージ)
■ 都市計画決定区域
■ 東生田2丁目

【今後整備のあり方を検討するエリアの協議イメージ】



○ 協議体の取組

- ・事業の周知
- ・協働の体制づくり
- ・事業のあり方及び進め方の協議
- ・利害関係の調整

(2) 向ヶ丘遊園跡地利用について

向ヶ丘遊園跡地は【花と緑の憩い・憩い・交流ゾーン】として、民間による整備の具体化の動きを好機と捉えた憩いや賑わいの創出、様々な交流、周辺地域の活性化を促進するエリアへと誘導し、新たな価値の創造を図るとともに、防災機能の向上や、小田急電鉄との基本合意を踏まえた豊かな緑地の保全等、生田緑地全体の価値・魅力の向上に取り組みます。

1. 向ヶ丘遊園跡地の経過と基本合意

昭和2年に花と緑の遊園地、向ヶ丘遊園(23.8ha)が開業され、平成14年の閉園まで多くの方々に利用されていました。閉園後は、貴重な緑の保全や良好なまちづくりに向けて平成16年に川崎市と小田急電鉄により跡地に関する基本合意を締結しています。

川崎市と小田急電鉄株式会社による向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意(平成16年11月)

1. 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
2. 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
3. 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自社管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
4. 川崎市は、計画区域に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊戯施設が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
5. 跡地利用は、良好なまちづくりに寄与する計画とする。
6. 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

2. 向ヶ丘遊園跡地利用の土地利用の考え方と各エリアの方向性

「みどり拠点」として相応しい土地利用を進めることを目的とし、遊園跡地の特性を活かした上で、生田緑地における様々な課題を解決し、生田緑地の価値・魅力の向上を実現していくため、下記のような各エリアの方向性を示し、事業者の誘導を図ります。

【土地利用の考え方】

- ・現在都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進します。また、区域から除外するエリアについては、一定の緑化が図られるように、地区計画等を定めてまいります。
- ・遊園跡地の新たな機能(飲食・休憩施設等の新たな憩いや賑わい、交流の場)が適切に配置されるよう誘導し、遊園跡地内外のアクセス性・回遊性向上を図るために地区連携軸を形成し、遊園跡地の整備を促進していきます。
- ・生田緑地にある多くの個性や多様な機能等と連携し、相乗効果を発現します。
- ・ばら苑の通年開放や駐車場の有料化(民間活力導入含む)を検討していくことで、さらなる賑わいの創出とともに、防災に配慮した空地の確保を図ります。

【各エリアの方向性】

エントランス機能エリア

- ・川崎府中街道に面し、ばら苑へのアクセスとして重要である場所に玄関口を設置し、生田緑地中央地区へのアクセス利便性の向上を図る。

自然活用エリア

- ・既存の自然を活用し、自然体験、散策の場や、憩える場を形成する。

緑の保全エリア

- ・周囲の緑と連続し、一帯的な緑のネットワークの一部をなすエリアであり、都市計画緑地の区域に編入することにより生田緑地の機能の向上を図る。
- ・まとまった良好な緑は、別途緑地保全の施策を実施することで、確実かつ適正な保全を図るとともに、隣接するエリアと相乗効果を発揮できる活用策を検討する。

交流エリアA

- ・都市計画緑地の区域外として、生田緑地と一緒に周囲の樹林地を活かした憩いや賑わい機能の集積を誘導することにより、生田緑地の魅力向上の促進を図る。

交流エリアB

- ・グランド跡地の広大な空地の立地を活かした活動拠点の創出の誘導を図り、生田緑地の魅力向上及び利用効用の促進を目指す。

地区連携軸(イメージ)

- ・近隣地区との連携強化、都市計画緑地内の回遊性の向上を図るために必要な散策路



【凡例】

■ 都市計画決定区域
■ 散策路(整備済)
■ 散策路(検討・調整・構想区間)
■ 遊園跡地(ばら苑除く・基本合意区域)
※H24.9策定の生田緑地周遊散策路整備方針による

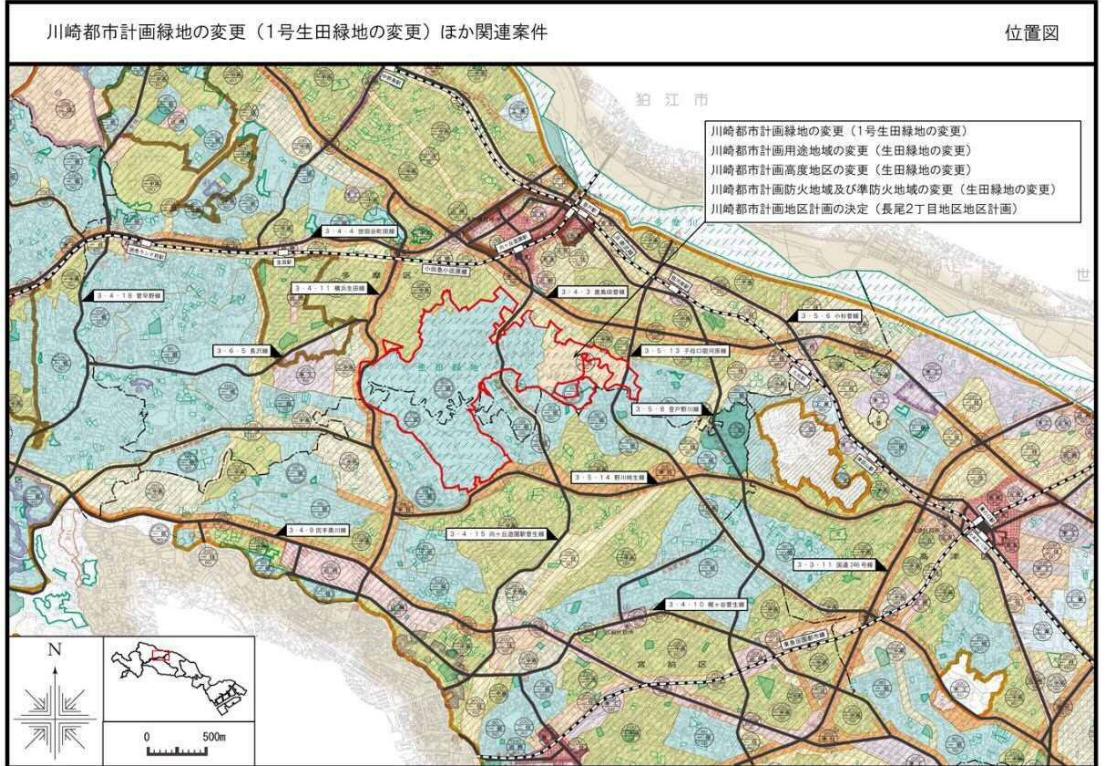
生田緑地に関する都市計画の決定及び変更の概要について

1 計画の目的

生田緑地は、多摩川崖線軸の一角に位置し、本市の緑に関する施策である「川崎市緑の基本計画」や長期的視点に立った都市の将来像を示す「都市計画マスター・プラン」において、緑と水のネットワーク形成上の核となる、重要な「みどり拠点」として位置付けられており、生田緑地の緑には単体としての価値だけではなく、本市の緑の連続性を構成する上で重要な役割を果たしています。

こうした中、生田緑地内に立地する向ヶ丘遊園が平成14年に閉園し、その跡地活用にあたって平成16年に「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」を小田急電鉄と締結すると共に、平成31年に「生田緑地整備の考え方」をとりまとめ、向ヶ丘遊園跡地に残る貴重な緑の保全、生田緑地の魅力向上及び良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進めてまいりました。

そこで本市では、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全するとともに、良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進め、この度、必要な都市計画決定及び変更を次のとおり令和4年4月に行いました。



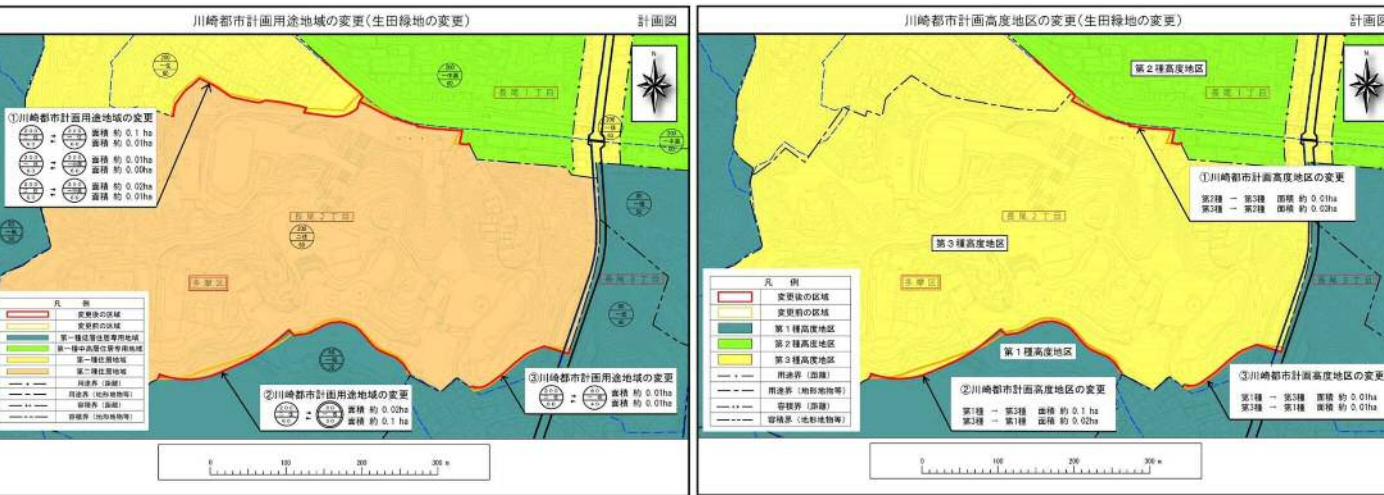
2 川崎都市計画緑地の変更

向ヶ丘遊園跡地利用の方向性が定まったことを踏まえ、現在、都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在、都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進するために、都市計画緑地の区域の変更(179.3ha→179.7ha)を行いました。



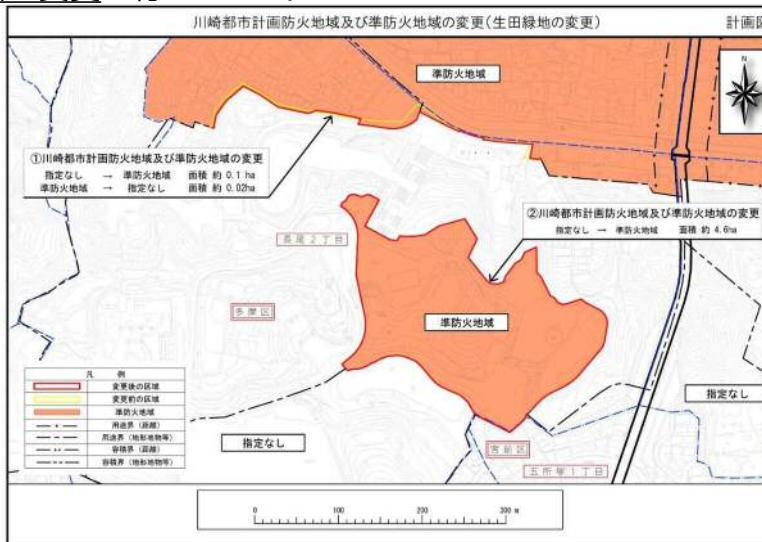
3 用途地域及び高度地区の変更

長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.3haについて、緑地の変更に併せ、用途地域の変更を行いました。また、長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.2haについて、用途地域の変更に併せ、高度地区の変更を行いました。



4 防火地域及び準防火地域の変更

長尾2丁目周辺地区における区域面積約4.7haについて、緑地及び用途地域の変更に併せ、防火地域及び準防火地域の変更を行いました。

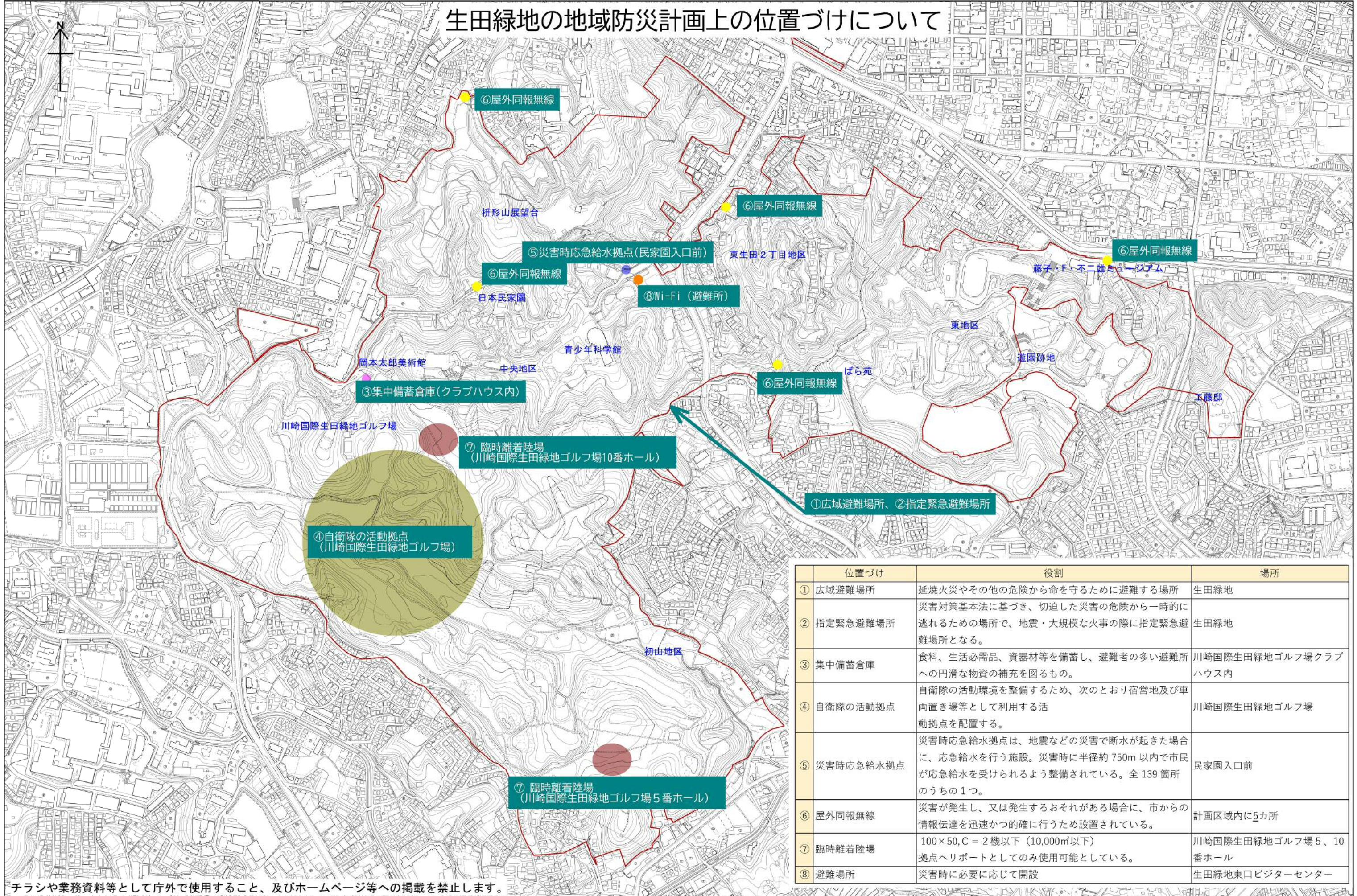


5 地区計画の決定

生田緑地に隣接する長尾2丁目地区において、地区内の緑を保全するとともに、さらなる魅力向上に向けて、樹林地を活かした憩いや賑わい、交流機能の創出を図るため、約6.7haの区域について、地区計画を決定しました。(地区計画の内容は一部変更手続き中)



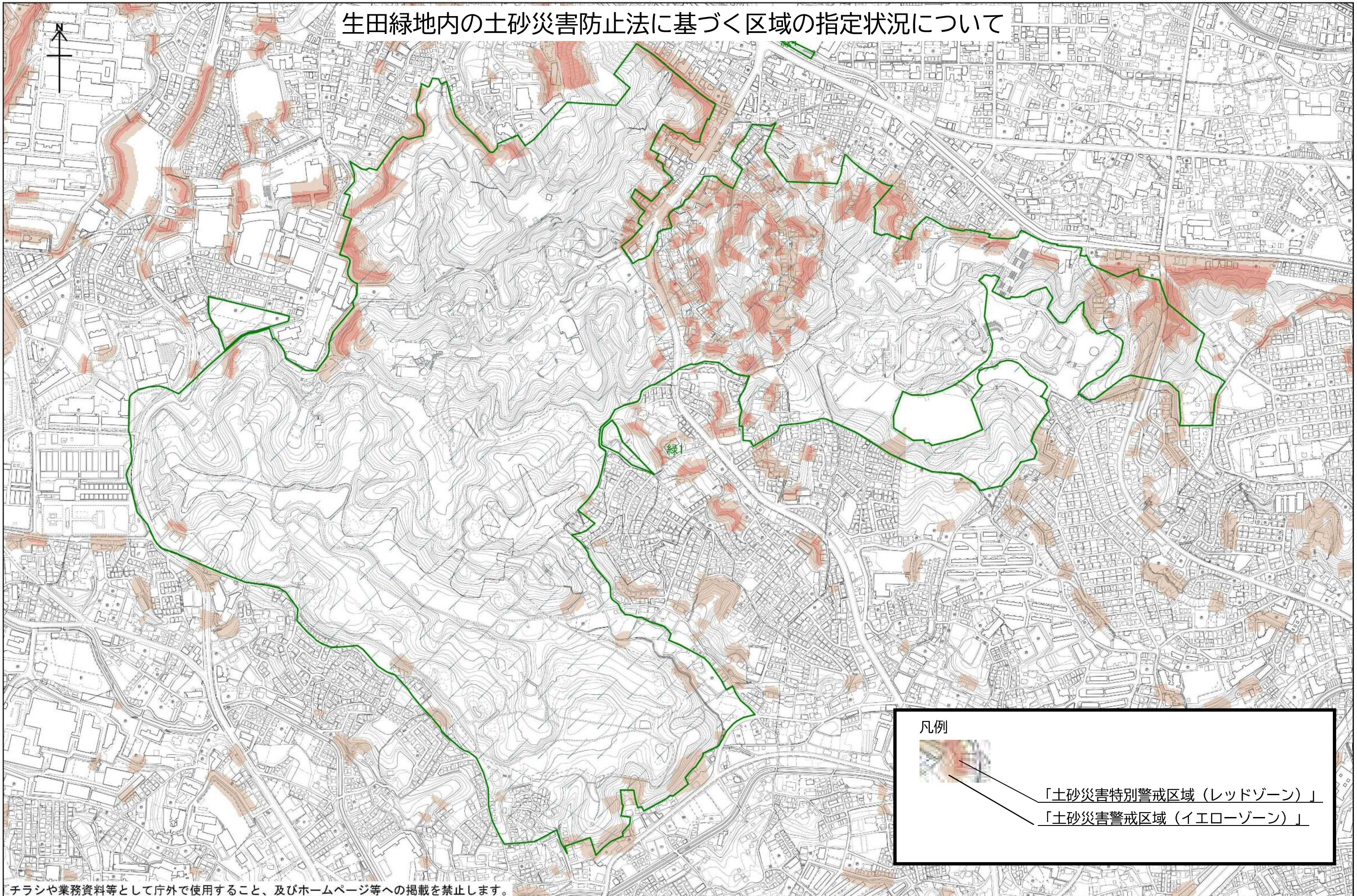
生田緑地の地域防災計画上での位置づけについて



位置づけ	役割	場所
① 広域避難場所	延焼火災やその他の危険から命を守るために避難する場所	生田緑地
② 指定緊急避難場所	災害対策基本法に基づき、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、地震・大規模な火事の際に指定緊急避難場所となる。	生田緑地
③ 集中備蓄倉庫	食料、生活必需品、資器材等を備蓄し、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るもの。	川崎国際生田緑地ゴルフ場クラブハウス内
④ 自衛隊の活動拠点	自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿営地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。	川崎国際生田緑地ゴルフ場
⑤ 災害時応急給水拠点	災害時応急給水拠点は、地震などの災害で断水が起きた場合に、応急給水を行う施設。災害時に半径約 750m 以内で市民が応急給水を受けられるよう整備されている。全 139箇所のうちの 1つ。	民家園入口前
⑥ 屋外同報無線	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市からの情報伝達を迅速かつ的確に行うため設置されている。	計画区域内に5カ所
⑦ 臨時離着陸場	100×50,C = 2機以下 (10,000m ² 以下) 拠点ヘリポートとしてのみ使用可能としている。	川崎国際生田緑地ゴルフ場 5、10番ホール
⑧ 避難場所	災害時に必要に応じて開設	生田緑地東口ビジターセンター

チラシや業務資料等として府外で使用すること、及びホームページ等への掲載を禁止します。

生田緑地内の土砂災害防止法に基づく区域の指定状況について



チラシや業務資料等として府外で使用すること、及びホームページ等への掲載を禁止します。

250 m

1:7,500